

26文科初第390号  
平成26年7月24日

指定都市所在道府県教育委員会教育長  
指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲等に関する関係法令の改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」（以下「一括法」という。）が成立し、本年6月4日に公布されました（別添）。一括法中、指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の移譲等に係る改正規定は平成30年4月1日までの間において政令で定める日から施行されることとされています。

今回の改正は、現行制度において、人事権者と給与負担者が異なる状態にある指定都市に係る県費負担教職員の人事権者と給与負担者を一致させるため、指定都市に係る県費負担教職員制度を廃止し、義務教育諸学校の教職員に係る給与等の負担及び定数の決定、学級編制に係る権限等を指定都市が所在する道府県（以下単に「道府県」という。）から指定都市に移譲するために、関係法令を整備するものです。

これらの改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

第一 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正関係

1. 指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与及び報酬等を、指定都市の負担とすること。（一括法第5条）
2. 昭和24年1月12日以降に新たに採用された教員で、昭和37年11月30日（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）施行日前）までに退職等をした者に対して、恩給・退職年金条例に基づき都道府県から支給されている退職年金・退職一時金については、引き続き、都道府県の負担とすること。

（一括法附則第3条第1項）

3. 法施行の際、指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員について、法施行前に行った休職処分や懲戒処分が、法施行後においてもその効力を有すること及び法施行前に生じた事案を法施行後に処分する場合、道府県の条例に基づくこととすること。（一括法附則第3条第2項）
4. 施行日の前日において道府県の長から児童手当の認定を受けている指定都市の設置する義務教育諸学校は、施行日において、指定都市の長から児童手当の認定を受けたものとみなすこと。（一括法附則第3条第3項）

第二 義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）の一部改正関係

1. 国は、各指定都市ごとに、指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与及び報酬等に要する経費について、原則としてその実支出額の3分の1を負担するものとする。（一括法第8条）
2. 施行日以前に指定都市立の小中学校等の教職員に対して支給すべき給与等であつて、施行日以降に施行日以前分として、道府県から指定都市の教職員に支出される給与等については、従前どおり国が道府県の負担する費用の3分の1を負担すること。（一括法附則第4条）

第三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の一部改正関係

1. 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項及び第3項に規定する数を標準とすること。
2. 各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校等に置くべき教職員の総数並びに特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数は、公立義務

教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条の2から第9条までに規定する数を合計した数及び同法第10条の2から第14条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(一括法第9条)

#### 第四 へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)の一部改正関係

指定都市は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するへき地学校等に対して、へき地手当等を支給しなければならないものとする。 (一括法附則第14条)

#### 第五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与及び報酬等を指定都市の負担とすることに伴い、これらの教職員が果費負担教職員ではなくなることから、果費負担教職員であることを前提とした指定都市の特例に関する規定を削除すること。 (一括法附則第15条)

#### 第六 留意事項

##### 1. 実施時期について

第一から第五までに掲げる法律の施行期日は、一括法附則第1条第4号により「平成30年4月1日までの間において政令で定める日」とされているが、その期日は道府県及び指定都市の合意を踏まえ、平成29年4月1日を予定していること。

##### 2. 給与関係事務について

(1) 一括法関係法律の改正(以下「制度改正」という。)後における指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員の給与及び報酬等については、以下のア～エに留意すること。その際、今回の制度改正が直ちに教職員の職務内容に変更を及ぼすものではないこと、学校現場に混乱が生じないよう十分な配慮が必要であること等を勘案すること。

ア 教職員の給与については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第3項の規定に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮し、条例で定めること。

イ 教員の給与については、上記アに加えて、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項の規定に基づき、その職務と責任の特殊性に基づき条例で定めること。

その際、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）第3条の規定により、教員の給与については、当該指定都市の一般の公務員に比較して必要な優遇措置が講じられなければならないこと。

ウ 教員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条の規定により、その者の給料月額 $100$ 分の $4$ に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならないこと。

(2) 制度改正後、指定都市においては、(1)を踏まえつつ、義務教育水準を維持するために必要な義務教育諸学校の教職員給与費について確実に予算措置すること。なお、この趣旨は制度改正後の道府県においても同様であること。

### 3. 勤務条件等関係事務について

制度改正後における指定都市が設置する義務教育諸学校の勤務条件等については、以下の点に留意すること。

(1) 教職員の勤務時間その他の給与以外の勤務条件については、地方公務員法第24条の規定に基づき、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように適当な考慮を払い、条例で定めること。その際、今回の制度改正が直ちに教職員の職務内容に変更を及ぼすものではないこと、学校現場に混乱が生じないように十分な配慮が必要であること等を勘案すること。

(2) 教職員の任免、分限又は懲戒については、地方公務員法第28条及び第29条の規定に基づき、条例で定めること。

### 4. 定数関係事務について

(1) 制度改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）第4条第2項に規定する学級編制の標準の数は、指定都市教育委員会がその設置する義務教育諸学校の学級編制を行う場合によるべき規範としての性格を有し、各指定都市教育委員会はこれを尊重する義務を負うものであるが、この学級編制の標準の数については、その解釈上一定の弾力性が認められ、各指定都市における児童生徒の状況、教育条件向上の必要性等の事情に応じ、各指定都市教育委員会の判断により、この数よりも小規模の学級編制を行うことが可能であること。

(2) 義務標準法に基づく教職員定数の標準は、教職員配置の適正化を図り、義務教育水準の維持向上のために定められていることから、指定都市の設置する義務

義務教育諸学校については、各指定都市教育委員会において当該標準を踏まえ適切に教職員配置がなされることが必要であること。また、各道府県における、指定都市の設置する義務教育諸学校以外の義務教育諸学校については、従来通り、各道府県教育委員会において適切に教職員配置がなされることが必要であること。

#### 5. 人事交流について

指定都市教育委員会及び道府県教育委員会においては、域内全体の教育水準の維持や人材育成の観点から、制度改正後の義務教育諸学校の教職員の広域の人事交流について十分連携、協力するなど、適切な人事政策を行うこと。

#### 6. 公立学校共済組合に関する事項について

- (1) 指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員は、制度改正後も引き続き公立学校共済組合の組合員であること。
- (2) 制度改正前に道府県が負担していた指定都市に係る県費負担教職員の地方公務員等共済組合法第113条の規定に基づく各費用は、今後は、指定都市が負担することとなること。
- (3) 制度改正後における公立学校共済組合の事務については、公立学校共済組合本部からの通知等を踏まえ、各支部及び担当において適切に対応されたいこと。

#### 【本件連絡先】

(通知全般)

文部科学省 初等中等教育局 財務課

電話：03-5253-4111 (内線2072、3746)

(留意事項3. 及び5. について)

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課

電話：03-5253-4111 (内線2079、4675)